平成２８年（フ）第５０８号
札幌市手稲区曙６条３丁目12番22号　セゾンラメール201号
債務者　齋藤ひろみ（旧姓志藤）
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５３４号
札幌市白石区栄通９丁目６番８－111号
債務者　斎藤　将紀
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５６１号
札幌市東区北41条東14丁目３番５号　藤枝ハイツＢ－202号
債務者　村中　文子（旧姓羽田）
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５６７号
札幌市白石区栄通12丁目１番23号　ドルトン12－102号
債務者　草刈　謙治
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５６８号
札幌市北区新琴似11条１丁目３番30－1003号
債務者　石田美智子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５６９号
札幌市北区新琴似11条１丁目３番30－1003号
債務者　石田　詩織
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５８０号
北海道恵庭市柏木町５丁目４番16号
債務者　田中　智哉
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５９１号
札幌市北区新琴似１条２丁目４番４号　三栄マンション202号
債務者　下村　光貴
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５９５号
札幌市白石区菊水上町４条１丁目135番地
市営住宅菊水上町団地１－506号
債務者　加藤　美穂
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６０５号
札幌市白石区川下１条６丁目２番１－405号
債務者　持田　笑子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６１７号
札幌市白石区菊水３条２丁目３番１－308号
債務者　小林　弥生
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６２１号
札幌市清田区清田８条３丁目25番26号　ピュアコートヒルⅡ－103号
債務者　米倉　　仁
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６２２号
札幌市清田区清田８条３丁目25番26号　ピュアコートヒルⅡ－103号
債務者　米倉　未果
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６２６号
札幌市白石区北郷３条３丁目７番７－201号
債務者　木浪　養明
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６３８号
札幌市豊平区豊平８条10丁目４番１－210号
債務者　三上ヤイ子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６４３号
北海道恵庭市柏陽町４丁目２番　（市営住宅181号）
債務者　釜澤　紀子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６４４号
札幌市東区北37条東22丁目６番19号　リラコート202号
債務者　小田桐里実
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部